

資料提供年月日	平成21年2月4日	
問い合わせ先	課名	水道局配水課
	電話	234-5952
	担当者	審議監 永野秀樹
	課名	環境局環境保全課
	電話	803-1280(内線3996)
	担当者	次長 内藤元久 係長 武田敏彦

広 報 連 絡

(レク付き資料提供)

- 1 件 名 市有施設のアスベストについて
- 2 内 容 本市の市有施設については、平成17年～19年度に、第1次～3次のアスベスト調査を実施し、調査結果を公表するとともに、吹き付けアスベストの使用が確認された施設については、飛散防止対策を実施してきました。

しかし、水道局が、今後の改修予定施設等を対象に石綿障害予防規則に基づき事前調査を実施したところ、一部の施設において、アスベストが含有されていることが明らかとなりました。

(4施設/15施設)

これらの施設については、順次、アスベスト除去工事を実施していくとともに、この度の水道施設における調査結果を踏まえ、市有施設の一層の安心・安全を確保するため、本市独自の追加策として、過去の調査結果の再点検と、これに基づく適切な対応を図ることとします。

(詳細は別紙のとおり)
- 3 備 考 本件については、本日開催の市議会環境消防水道委員会において報告します。

(水道局)

水道施設におけるアスベスト(石綿)対策について

1 経過

水道局では、アスベスト関係法令の強化に伴い、平成17年度に調査を実施し、結果を公表してきた。(平成17年11月22日 環境消防水道委員会)

浄水場や配水場など水道施設において、調査の結果、使用が確認された施設については、既に除去を済ませている。

その後、三野浄水場の送水ポンプ室の耐震工事をするにあたり、事前に義務付けられているアスベストの再調査を行ったところ含有が判明し、そのため、前回調査した施設も再調査した。

2 該当施設 4施設

三野浄水場	送水ポンプ棟のポンプ室及び電気室
山浦浄水場	ポンプ室
矢原浄水場(御津)	発電機室及び機械室
紙工浄水場(御津)	発電機室

3 再調査によるアスベスト検出の要因

再調査は、前回調査時の検体採取より広範囲に採取した。
合併地区の水道施設の未採取箇所も調査した。

4 今後の対応

三野浄水場については、21年度当初予算に計上を予定し、除去工事を施工することとしている。他の施設も改修計画に併せて順次除去等の対応をしていく。

5 水道水の安全性

アスベストの含有が確認された箇所は、独立した建物で、いずれも水道水の安全性に影響はしない。

市有施設におけるアスベスト調査結果の点検について

本市では、アスベスト関係法令の強化に伴い、市有施設を対象に、平成17年～19年度に、第1次～3次のアスベスト調査を実施し、調査結果を公表するとともに、吹き付けアスベストの使用が確認された施設については、飛散防止対策を実施してきた。

(建築対象物数：約 2,800。うち、定性分析検体数：延べ390。アスベスト使用建築物：16棟)

しかし、水道局が、今後の改修予定施設等を対象に、石綿障害予防規則に基づき事前調査を実施したところ、新たに合併によって加わった一部の施設で、合併前に未調査であった施設に加えて、第1次～3次調査対象であり、それらの調査時には検出されていなかった施設においても、アスベストが含有されていることが明らかとなった。

(4 施設 / 15 施設)

本市が実施してきた第1次～3次の調査については、それぞれ当時のアスベスト調査に関する関係法令に基いて実施してきたものであるが、この度の水道施設における調査結果を踏まえ、市有施設の一層の安心・安全を確保するため、本市独自の追加策として、下記のとおり、第1次～3次調査結果の再点検と、これに基づく適切な対応を図ることとする。

- 1 この度の事例を踏まえ、第1次～3次調査時の試料採取が、関係法令に基づいて広範囲に行われていたものであることについて再点検すること
- 2 再点検の結果、必要な場合には、改正JIS法(JIS A1481:2008、平成20年6月20日改正)に基づき再調査を実施すること
- 3 過去の調査結果に係わらず定期的に吹き付け材の劣化等の点検を行うとともに、劣化が見られる場合には、再調査を実施すること
- 4 改修時等に改めてアスベスト含有調査を実施すること(改正JIS法に基づく調査で、アスベストが含有されていないことが確認されている施設を除く)
- 5 2～4の調査結果において、新たにアスベストの含有が明らかとなった場合には、速やかにアスベストの除去や封じ込め等の適切な対策を講じること